

法学専門教育におけるジェンダー法学導入の現状と課題 ——米国ロースクールカリキュラム調査による一考察*——

南野佳代、藤本 亮、澤 敬子、岡野八代**

要 旨

本稿は、ジェンダー／フェミニズム法学を法学専門教育課程にどのように取り込みうるかについて、日本の法科大学院の主要なモデルのひとつである米国ロースクールの現状を調査し、今後の議論の素材を提供する試みである。米国ロースクールのカリキュラム、シラバス調査から、米国のカリキュラムにおいてはジェンダー関連科目が法学専門教育課程に提供されるべき科目として確立されているという結果を得た。その背景について、若干の考察を行う。また、日本の法学教育におけるジェンダー法学関連科目のカリキュラムの現状を概観する。

キーワード：ジェンダー、フェミニズム、法学専門教育、カリキュラム、法曹

I. はじめに

2004年度より日本においても法曹専門教育機関としての法科大学院が開設された。法科大学院には従来と異なる新しいカリキュラムが多く組まれているが、法制度を担うこの新しい法曹養成課程において、フェミニズム／ジェンダーの視点はすでに導入されている（あるいはされていない）のであろうか。たとえばUNDPによるGEM（ジェンダーエンパワメント指数）では、先進諸国のなかでも日本は低位にあることをみても、日本における女性をとりまく状況は厳しいといわざるをえない。とくに、女性が法的にどのような処遇を受けがちであるかについては、司法においてさえ、女性に対してジェンダーバイアスが見られることが指摘されてきている。（『司法におけるジェンダーバイアス』（2003）『フェミニズム法学』（2004））他方で、21世紀の社会的・経済的状况に対応していくためには男女共同参画社会の実現が必要であるという認識のもと、男女共同参画基本法が制定された。同基本法のみならず、憲法、民法2条、労働基準法3条均等待遇、4条差別賃金禁止等の、女性差別にかかわる法律の実質化に大きな役

* 本稿は科学研究費補助金による研究「ジェンダー理論の法学専門教育への統合的カリキュラム構築のための現状と課題の実践的研究」基盤研究（C）（2）（02～04年度、課題番号14594024）の成果の一部である。

** 執筆者の所属は以下である。（2006年9月現在）

南野佳代	京都女子大学現代社会学部	助教授
藤本 亮	静岡大学法務研究科	教授
澤 敬子	京都女子大学現代社会学部	助教授
岡野八代	立命館大学法学部	助教授

割を果たすべき法律専門家には、ジェンダー・センシティブである¹⁾ことが求められよう。

ジェンダー・センシティブな法曹養成は、日本が加盟している諸国際機関、批准している諸条約の要請でもある。たとえば、「ジェンダー主流化」は世界女性会議（1995北京）の決議、国連社会経済理事会の決議（1997）、ILO 政策宣言（1999）にみられる。また、女性差別撤廃条約とその実施プログラムである日本政府レポートに対する女性差別撤廃委員会（CEDAW）審議報告書（2003）においては、「委員会は、条約第1条に沿って、……条約に関する認識、特に間接差別の意味と範囲についての認識を向上させるための周知徹底をとりわけ国会議員、裁判官および法曹関係者一般を対象に行うことを勧告」されている。（CEDAW 日本レポート審議報告書2003年7月18日、日本語訳参照：国際女性の地位協会編『やさしく学ぼう女性の権利第3版』2005：44頁）これらだけを見ても、次代を担う法曹教育のカリキュラムにはジェンダー感覚を涵養することのできるプログラムを導入することが必要であるといえる。

法学専門教育過程には、カリキュラム・教材という教育課程と、教員という人材との2つの面でジェンダーがかかわる。後者については、法学専門教育に携わる女性の比率は一般に低いといえる。学生の男女構成比に対してあまりに不均衡である場合には、ロールモデル、男女共同参画の観点からだけでなく、根源的な問題があることはIV章で検討するが、教員の性別は、当該教員がジェンダー視点から教えることとは論理的には無関係である。よって、まず、カリキュラム、シラバスという前者の教育課程の面から、どのような問題や可能性があるのか、本稿では米国ロースクールのカリキュラムをとりあげ検討することとする。法科大学院の主要なモデルのひとつであり、ジェンダー／フェミニズム法学の点ではおよそ30年実績のある米国での教育状況を課程の面から見てみることは、参考になるだけでなく、どのような問題点がどう克服されたかを知ることによって、日本のコンテクストにおいても効果のあるカリキュラムを組み立てるのに役立つであろう。また、法社会学的には、どのような社会的諸条件においてジェンダー／フェミニズム法学が法学専門教育課程の一部として確立されたかをみることは、法曹養成にあらわれる法曹に期待される役割と社会変動の関係を探る手がかりとなろう。

ところで、日本の大学における法学教育は、従来、まったくジェンダーに関心を向けてこなかったわけではない。ここでいったん簡単に整理しておく、たとえば、「女性と法」などの授業は、女子学生が社会・家庭生活において知っていると思われようような法律の知識

1) ジェンダー・センシティブとは、主として教育の分野で従来主張されてきたジェンダーフリー概念への批判的検討を経て提唱されている概念である。すなわち、ジェンダーを解消することを目的とした教育において、従来のプログラム・カリキュラムは不問のまま、同じ教育を女性にも開放するということが行われてきた。しかし、ジェンダーの視点からむしろ問題にされるべきは、その男性中心主義であり、女性の視点からの問題提起とその共有や、現状での女性に特有な問題にも配慮した内容こそが必要であるとするものである。法学および法実践においては、実定法や判例において形式的平等、権利があるのだから平等は実現されているかのように扱い、ジェンダー秩序の下で不利な立場におかれている人びとの直面する障害によって権利が行使できないことを、権利主体が権利を行使しないことを選択したかのようにみなし、個人の責任とすることは、まさにジェンダー・センシティブな考慮がないために生じるといえる。この意味で、ジェンダー・センシティブ性は、法学・法実務にも不可欠といえる。（参照、坂本辰明2005：61-65頁）

を身につけることを目的として、日本においては教養科目においてや女子大学などで行われてきた。また、一歩進んで、現行法には女性についてこのような問題があるということを、現実の問題と照らし合わせながら指摘していく内容をもつものもあった。しかし、「フェミニズム法学」は、公私の境界づけと序列、ジェンダーという関係・権力概念を含む、フェミニズムの理論を法律に導入しようとする点においてそれらと区別される（阿部浩己2004によれば、リベラル、文化派、ラディカル、脱構築に分けられる）。さらに、「ジェンダー法学」は、辻村によれば、第3波フェミニズム以降の、ジェンダーとセックスの区別を疑うという視点や、「男性学」も範囲に入れたもので、ジェンダーは性に関する知識や意識まで範囲にはいることになり、従来のフェミニズム法学よりは広い範囲を対象とし、米国においては、従来のフェミニズム法学はジェンダー法学へと再統合されているという。（辻村みよ子2005：11-14頁）ただし、理論的にはこのように腑分けできるとしても、実は、米国の民間団体による裁判官再教育プログラム等（たとえばNJEP）によると、事実（統計的な格差）を提示するだけでも効果があるという。そのようにジェンダーに関する知識・情報・認識が乏しい状況においては、ジェンダーに関する知識の羅列から、理論までを扱う必要がある。ただ、フェミニズム法学の本質は、近代法の、権利（の形式性）、主体（の男性性）、経験（の男性性）、公私（の二分論）を（排除された実質／現実、女性という主体、女性の経験、私という領域のあり方という視点から）批判するものであり、そこに、法学専門教育においてフェミニズム／ジェンダー法学を教えることの意義と困難がある。

それでは、日本の法学専門教育においても取り上げられつつあるフェミニズム／ジェンダー法学の教育プログラムには、どの程度近代法に対するジェンダー／フェミニズムの視点からの批判的考察や解釈学への貢献が取り入れられているだろうか。フェミニズム法学の成果を法学専門教育課程において活用するためには、どのような条件が必要となり、どのような位置づけがなされる必要があるのだろうか。さらに、実際の教育の場において、どのような教材を用い、どのように教授されれば、日本の法科大学院に学ぶ学生にたいして、最善の学習効果が期待できるのだろうか。

以上述べたようなジェンダー法学教育に関する難問に答えるためのまず第一歩として、米国ロースクールのカリキュラムにおける、ジェンダー／フェミニズム法学の位置づけがどのようなものであるかを明らかにすることが本稿の主たる目的である（Ⅱ章）。米国ロースクールを対象とするのは、日本の法科大学院の主要なモデルのひとつであるだけでなく、上述のように、およそ30年にわたってジェンダー／フェミニズム法学が展開されてきているからである。また、カリキュラムを主として対象とするのは、第一に、一般の部外者に対しても公開されるものであって、入手が比較的容易であるからである。また、第二に、公開される以上、不特定の人びとのアクセスが想定されるとは言え、主要な閲覧者は現在と将来の学生であり、教育機関がその教育内容の特色や重点を明示することで、教育理念を実質的に表現するものでもある。したがって、複数のカリキュラムを比較対照すれば、特定の科目に対するロースクール教育におけ

る位置づけを読み取りうるからである。つづいてⅢ章では、Ⅱ章での検討を念頭に、今度は日本の法学教育におけるジェンダー法学教育の導入状況を検討する。また、Ⅳ章では、Ⅱ、Ⅲ章での検討を踏まえて、米国ロースクールにおいてフェミニズム法学はどのような経緯で今日の位置にあるのかを概観し、日本における法学専門教育においてジェンダー視点がどのようにカリキュラム化されるべきかについて、とりわけ教育の主体である学生を視野に入れ検討を加えることとする。最後に、法に関わる研究・教育におけるフェミニズム／ジェンダーアプローチの意義について確認して、結びに代えたい。(Ⅴ章)

Ⅱ. 調査の方法と結果

1. カリキュラム比較の方法

米国ロースクールにおいて、ジェンダー／フェミニズム法学がどのようにカリキュラムに導入されているかについて、全てのロースクールを対象とすることは非現実的であるため、対象校を数校選定し、カリキュラムを比較した。対象校の選定にあたって用いた基準は、U.S. News & World Report による全米ロースクールランキング100である。

(http://www.usnews.com/usnews/edu/rankings/law/brief/lawrankbrief_.php 2005年12月28日閲覧) 以下の手順で調査を行った。

- ①ランキングの、ランクの10位を1単位としてそれぞれ2校ずつ、40位まで、合計8校選定。同順位校が多い場合は5校もあり、完全にランダムな選定とはいえないが、同順位が複数の場合は一番目に記載されたロースクールを選定することを原則としつつ、地域的偏りがあるべく大きくならないよう配慮して選定する。その結果、コロンビア大学、ミシガン大学、デューク大学、テキサス大学（オースティン校）、ジョージワシントン大学、ノートルダム大学、ボストンカレッジ、エモリー大学、ジョージア大学、カリフォルニア大学（ヘイスティングス校）のロースクールが調査対象となった。
- ②選定したロースクールについて、学則規定、履修要項、授業概容／案内をそれぞれホームページから検索する。それぞれのロースクールによって記載事項、記載方法、記載順序、学位プログラムと単位などの内容とその詳細さなどにおいてかなりの個性があるため、できるだけ数値として表現されうるものを抽出することとし、卒業要件単位数、1年次必修科目数／単位数、2・3年次必修科目数／単位数、選択必修科目数／単位数、選択科目数／単位数、提供科目数を調査した。卒業要件と1年次必修科目は多くの場合、履修規定上に記載があったが、その他については「全科目一覧」または「全科目概容」に基づき算出した。
- ③キーワード（ジェンダー、女性、フェミニズム、セクシュアリティ、平等、人権、性、公民権、マイノリティ）に基づき、科目名によってジェンダー／フェミニズム法学関連授業

を抽出し（第一段階）、さらにその講義概容（シラバス）を検討してジェンダー／フェミニズムの視点からの授業であるかを確認し（第二段階）、それらの科目数を合計した。（科目の実例については後掲資料参照）

2. カリキュラム比較の結果

結果は後掲表1「米国内ロースクールカリキュラム」に整理したとおりである。調査した上記8校においては、卒業要件単位数は80から90単位、1年次必修科目数は7から12科目で30から32単位である。2・3年次の必修科目は1から15単位でかなりばらつきが大きい、どの大学でもライティングがひとつ含まれる。（コロンビア大は単位にならないが卒業要件としてライティングやプロボノ活動を課している点で、もっとも特異であった。）これは、実務的能力に志向した科目群であり、どのロースクールにおいてもクリニックやエクスターンシップなどがかなり充実している。2・3年次の選択単位数は40から58単位である。

注目されるのは、第一に、選択科目の総提供科目数が、たとえば、コロンビア大では259科目、デューク大では217科目、ジョージワシントン大では240科目以上と、卒業要件単位数と比べて極めて多いことである。単位が3であれば実質週3時間の授業があり、その授業ごとに毎回かなりのリーディングが課されることから推測して、卒業要件単位を超えて教養的に多くの科目を履修することは現実的ではないため、この科目数はカリキュラムにおける多様性の確保にかかわる大学の姿勢とプライドをあらわしているのではないだろうか。この多様性の一部を占めるのがジェンダー／フェミニズム関連の科目であろう。

第二に、ジェンダー／フェミニズム関連の科目については、どのロースクールにおいても、必ず複数の、明らかにジェンダー／フェミニズム関連科目が提供されていることが確認される。これは、「著名な（ケースブック編集や単著書がある）フェミニスト法学者の在籍するロースクールにおいてのみ、複数のジェンダー／フェミニズム法学が用意されているだろう」という当初の予測を覆す結果であった。少なくとも全米188ロースクールのうち上位4分の1程度においては、複数のジェンダー／フェミニズム関連科目が、講義、セミナー、クリニック等において提供されていると考えてよいであろう。ジェンダー／フェミニズム法学は、法学専門教育において提供されるべき科目として確立されていると言える。

3. ジェンダー／フェミニズム法学科目の理想的カリキュラム化

以上のカリキュラム調査から、ジェンダー／フェミニズム法学は一定の科目数が各ロースクールにおいて提供されており、法学専門教育において確立されていることが明らかになった。また、シラバスからは、その内容がジェンダー／フェミニズム法学の知見の理論的側面だけでなく、実務における使い易さに十分配慮したものであることがうかがえる。（後掲資料参照）ただし、カリキュラムおよびシラバスレベルの調査の限界は、当該科目をどのような学生が、どの程度の人数で履修するのか、学生に対してどのような効果があるのかが不明であることに

ある。そこで、この点について、執筆者らがジェンダー／フェミニズム法学担当教員に対して行ったインタビュー調査を参考に、若干の補足をしておきたい²⁾。(岡野八代他2005a: 59-60頁) 問題としてあげられるのは、第一に、法学科目として確立してはいるものの、基幹科目(1年次の必修科目)ではなく、「先端科目のひとつ」という位置づけによる、周縁化の問題である。このことによって、(現状でも担当教員たちは十分ではないと見ている)ジェンダー／フェミニズム法学科目のこれ以上の充実はあまり期待できないばかりか、ジェンダー科目担当者以外の教員間に、「特化した科目(「ジェンダーと法」、「フェミニズム法理論」など)があるのだから、他の科目においてはジェンダーの視点に触れる必要はない」という意識を生んでいるとのことである。

しかし、一方、特化された選択科目ではなく必修の基幹科目の中に組み込むと、ミノウが指摘するように、今度はフォーカスされない恐れがうまれる。(岡野他2005a: 60頁) 特化した科目が確立されていることと、少なくとも基幹科目においてジェンダーの観点から全ての論点への検討が加えられること、つまり実定法科目の講義への組み込みとの両方を実施することが理想的であるが、それは非常に困難であるとのことである。

履修する学生たちについては、フェミニスト教員たちは、彼らが熱心であり、理解しているし、成績もよいと評価しているが、選択科目である限り、履修すべき学生が履修しないという問題は解決しないといえる。(岡野他a: 61頁) 何らかの形で必修科目に組み込むことが求められているといえよう。

Ⅲ. 日本の法学教育におけるジェンダー法学のカリキュラム化

以上、米国ロースクール教育におけるジェンダー法学の様態を見てきたが、次に、日本の法科大学院と法学関連学部・学科において、どの程度ジェンダー／フェミニズム法学がカリキュラム化されているかについて概観しておきたい。まず、2004年度開設の法科大学院のカリキュラムにおけるフェミニズム／ジェンダー関連科目の開講状況は、辻村(2005)によれば、ジェンダー関連科目をカリキュラムにもつのは、69校中回答のあった58校について、開講しているのは19校、開講はしていないが対応している(課外活動、講演会、総合科目、他大学との単位交換制度)との回答が8校、開講予定なしが31校であった。(辻村みよ子2005: 241頁)したがって、正式にカリキュラムに乗っているのは19校といえる。この数字に対しては評価が分かるところであろうが、米国ロースクールのカリキュラムの現状との比較からは、少なくとも主要な科目としては位置づけられていないといえるのではないだろうか。

なお、主としてジェンダー／フェミニズム法学の著書がある教員の在籍する日本の法科大学

2) このインタビューは「ジェンダー法学のアカウンタビリティ——先駆者たちに見るその軌跡」(科学研究費補助金による研究2003～2005年度)の成果の一部として、『現代社会研究』8号(京都女子大学現代社会学部紀要、2005年12月)に掲載(参考文献(2005a))。

院3校（明治大学、東北大学、早稲田大学）におけるカリキュラムを見てみると、特化した科目が複数開講されている場合と、雇用・家族分野の実定法科目のひとつとして開講されている場合がある。ただし、いずれも選択科目である。（後掲表2「法科大学院のジェンダー法関連科目」、表3「法科大学院の履修単位数」参照）

次に、法科大学院の入学者の多数を占められる法学部・法学関連学部・学科卒業生は、ジェンダー／フェミニズム法学の知見に触れる機会はどの程度あるのだろうか。これについては、日本の法学部を対象にした調査が神長によって行われており、特定科目の提供はほとんどなされておらず、散発的に、基礎法などのシラバスに言及が見られる程度であることが示されている。（神長百合子2004）しかし、105の法学部・学科におけるジェンダー／フェミニズム法学のカリキュラム化について、2003年に実施したカリキュラム・シラバス調査（南野2006）がより多くのサンプル数を扱っているため、ここではこちらの結果を参照すると、以下のことが指摘できる。

第一に、学部レベルでのジェンダー／フェミニズム法学の導入は、予想外に多かった。それは、他学部共通科目において、ジェンダー、女性学に関する科目がカリキュラムに挙げられているため、見かけ上多くのジェンダー関連科目が提供されていることが大きな原因ではある（23科目中共通科目は8科目）。しかしながら、学部・学科に固有の科目としても、特化した科目「女性と法」「ジェンダーと法」「法女性学」「裁判と女性」などが講義あるいは専門課程でのゼミにおいて開講されている。また、カリキュラムではなくシラバスレベルでジェンダー関連の論点を扱っている科目は、全部で65件あり、ジェンダーに特化した科目は10件、その他の科目は147件である。実定法では労働法（31件）と民法（家族法）（32件）が特に多く、ついで、憲法・人権法、国際法などがあげられる。基礎法学においては、法社会学が11件、外国法が7件であった。

第二に、興味深い点として、ジェンダー関連に特化した科目を複数開講しているのは、新設／改組によるとみられる学部・学科であったことがあげられる。（現代法律学科、経営法律学科等）逆に言えば、伝統的な法学部の、特にいわゆる上位校においては、カリキュラムではなく教員個人の関心と資質にジェンダー法学教育が依存していることが伺えるのであり、ジェンダー法学が法学の正当な科目であるとの位置づけは、学部においても得られていないといえる。ただ、この結果は法科大学院開設前に実施したものであることに注意が必要であろう。

IV. ジェンダーの視点を取り込む可能性と条件

以上、日米におけるジェンダー法学のカリキュラム化の状況と課題を検討してきたが、Ⅲで明らかになったことの1つとして、日本の法学専門教育におけるジェンダー法学教育に見られる教員の関心と資質に依存した科目提供のあり方があげられる。この人的依存は、ジェンダー法学科目が法学科目として位置づけられていない結果であるといえる。たとえ現在の日本のよ

うに女性教員・法曹が少数であっても、現時点でジェンダー法学が法学専門教育課程に必ず設置されるべき科目として確立していれば、開講されているのではないだろうか。

さて、以上から鑑みるに、現状において日本の法学教育カリキュラムのために提言できることは、徹底的に視点を学習する1年次配当の必修特定科目（例えば「ジェンダー法学」）と、法学科目における論点ごとにフェミニズムからの問題提起がなされるという、シラバス・授業方法レベルでのジェンダー視点の2つの方法／科目の導入である。その要請は、別途実施したインタビュー調査（岡野他2005a）からも補強される。米国においても、フェミニズム法学教育・研究者が抱える共通の課題は、興味のある学生のみが履修するため、授業態度や成績は良好なのだが、履修者が限られているということである。（「本当に履修すべき学生がしない」）（参照、辻村みよ子2004：66頁）

それでは、次に、導入の社会的条件を考えてみよう。米ロースクールで法学専門教育に開設されるべき科目として確立された諸条件はどのようなものだったのか。オルセンは、社会的条件として、(1) 公民権運動、女性運動などの社会運動によって、法を社会変革の手段のひとつという認識が共有され、運動に参加していた世代の女性が、法学を学び、法曹や教員になっている。(2) ドイツなどのような徒弟制度的研究者養成制度を経なくても教員資格がとれるため、女性が教員になる道があった。(3) アカデミックな世界における階層秩序によって、トップランクの法学雑誌にフェミニズム法学の論文が掲載されることによって、学問としての正統性が付与され、普及した。(4) セミナーなどで学生の希望を授業に取り入れ易い仕組みがある。以上の4点を指摘している。（オルセン、フランシス、1997）また、推測される要因としては、(5) 法曹が多く、専門分化しているため、ロースクールにおいては、法曹資格試験の準備だけでなく専門性を身につけたいという学生のニーズがある。(6) 法学の教育法がケースブックによること、また、ロークラーク制度や法曹再教育制度などによって、実務と研究の間の距離が近いこと、などが指摘できよう。

日本における社会的条件については、市民社会では（女性たちは）法を社会変革の道具と明確に認識しており、動員もしている（セクハラ訴訟、住友裁判、その他）ため、専門家の支援へのニーズ（法実務、法理論両面）は高い。しかし、日本においては法学研究・教育者と市民社会との距離が比較的遠く、市民運動などにおいて法的知識の提供者は主として実務家と、一部の研究・教育者に限られていたことは否めない。そこで、市民は自助努力によって、実務家や少数の研究者とのネットワークによって必要な情報や理論を学習してきた。（ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク、2005）そのため、裁判においてはジェンダー法学の知見・理論は裁判官から「正統な」法理論とみなされにくく、また、研究者との情報・経験の共有がなされにくい。このような状況の下では、ジェンダーにかかわる法政策への提言が市民団体によってなされ、司法におけるジェンダーバイアス批判が実務家から起こったということは、当然のことでもあろう。（浅倉むつ子・林陽子、2004：102-103頁）

学生の側から見ると、司法試験合格のために法科大学院で学ぶという状況である限り、「余

分な」勉強をすることへの動機付けは乏しい。教員や学生の片寄りがどう改善されるかは、どのようなキャリアが見込まれるか、つまりマーケットの大きさにもよるだろう。なお、学生という観点からの議論は、これまでの日本におけるジェンダー法学教育の意義や必要性に関する議論には、そのジェンダー意識への効果という論点（二宮周平2004）以外はとりあげられてきていないため、ここでやや詳しくとりあげておきたい。というのも、学生こそが法学教育における主体であるからである。

現在の米国ロースクールの女子学生の割合は、全米法曹協会によれば、4割を超えており、女性教員の割合もまた4割程度である。（ABA/LSAC 2005：64-73）女子学生の割合は70年代に急増したが、問題となったのは、女子学生がロースクールでの経験に不満を持っているということが、女子学生や教員の調査によって明らかにされたということである。（Krauskopf 1994）その原因を追求し、改善するためのフェミニズム的観点からの調査研究によって、単なるロールモデルの欠如による不安感を超えた問題が明らかにされた。つまり、女子学生に見られる疎外感、学習意欲や自己評価の低下などの教育上深刻な諸問題は、近代法特有の思考様式、ロースクールの授業方法（いわゆるソクラテック・メソッド）など、また、その他のインフォーマルなカリキュラムが女子学生の思考や価値判断、自己評価を損ねているということに、原因が求められるという。それらは、批判的人種理論による法学専門教育への批判とも整合する部分が多くあった。（Krauskopf, Joan M, 1994）法学教育は、ジェンダーと人種というマイノリティの観点から、そのあり方を問われたのである。

これに対して、ロースクールは、学生のジェンダーや人種の構成となるべく対応した教員構成をとることとし、事実、90年代前半には多くの新採用教員は女性、マイノリティが占めた。（White, Richard 1994）³⁾ また、より多くの視点を法曹養成教育課程に取り入れることによって応答したのである。さまざまな教育方法やカリキュラムに関する調査・研究に通底する主張は、ジェンダー、人種、その他の多くの視点を提供し、学ぶことによってこそ創造的で有能な実務家が養成されうるということである。（Bisom-Rapp 1994：368-370, 393）その根底にある理念は、教育の機会均等の実質化であり、学生の学ぶ権利の保障であろう。この理念とその実現方法は、当然、日本においても十分な配慮がなされるべきであろう。

V. 結びに代えて——ジェンダーの視点の意義

I. でも述べたように、近代法批判としてのジェンダー法学は、法学教育において特異な位置を占めざるを得ない。主流となることは近い将来には実現困難であろう。しかしながら、実務家や一般市民の実践によって（住友電工裁判のように）、少しずつではあっても法の近代的限界への問題提起はなされ続けている。それに答えることもまた、近代的法制度が内包する責

3) ただし、新採用の女性、マイノリティ教員が、ロースクールの中で周縁的位置付けと処遇しかえられず、ゲッター化しているとの指摘もある。（Durako, Jo Anne 2000）

務である限り、今日語られる「権利」が、明日もまったく同じ内実をもつ「権利」であり続けることもまた、困難である。法は社会変革のひとつの道具であるとの信念によって、変革を求めるものたちは法を拠所とし続けるだろう。しかし、同時に、変革を求めるものたちの日常の、今・ここでの実践こそが、社会を少しずつ変革する行為なのである。このような観点もまた、フェミニズム／ジェンダー学の成果である。

ジェンダー法学が近代法批判の学問である限り、ジェンダー法学の視点が実体法学の授業、とりわけ法曹養成のための法学教育カリキュラムに浸透することは、矛盾を内包することであって、容易ではないと思われる。ただ、法をさまざまな視点から見る、あるいは、多様な現実のコンテクストに則して考察するというフェミニズム法学のアプローチは、質の高い実務家・法曹の養成には、実は不可欠といえよう。つまり、法・法制度を客観的・批判的視点から見て、法の限界を知ること、法の内包する近代的「男性的」バイアスを自覚化することによって、初めて、法を人の幸福のために使いこなすということが可能になるのである。その、多様な視点・アプローチのひとつとして、ジェンダー法学は、法学専門教育において必ず提供されるべき科目のひとつである⁴⁾。

表1 米国ロースクールカリキュラム

大学名	1年次必修 科目数	1年次必修 単位数	2・3年次 選択単位数	2・3年次必修 科目数(単位数)	卒業要件 単位数	ジェンダー 関連科目数	全選択科 (可能)科目数
Columbia University	-	30	53	(15)*1	83	必修科目 1 選択科目 19 externship 1	259
University of Michigan	8+1 (legal writing)	30	50	-	80	講義 5/106 セミナー 2/54 クリニック 2/17	
Duke Law	6+1 (Legal Analysis, Research and Writing)	30	40 or 49	1(2)	84	選択科目 6	217
University of Texas-Austin	8	30	48 or 47	3(8 or 9)	86	選択科目 5 ゼミ 2 クリニック 1	
The George Washington University Law School	10			2	84	選択科目 5	240以上
Nortre Dame University	12	30	48	4(12)	90/118	選択科目 3	
Boston College Law School	7	33	40-46*2	1	85	選択科目 7 選択必修 1/16*3	
Emory Law School	9	32	58	4(13)	90	選択科目 4 セミナー 1 Field Placements 2	
University of Georgia	12	31	54	3	88/158	選択科目 7	
UC Hastings	9	30	56	2(5 or 6)	86	選択科目 1 セミナー 2	

*1 1・2年次で15科目45単位（実定法のほかに法哲学、法社会学、立法学などを含む）が必修、3年次1単位（倫理）

*2 60科目から1科目選択必修、16科目から1科目選択必修

*3 科目名は Women and the Law で7単位

- 4) たとえば、フェミニズム法学の視点によって、どのくらい近代法が自明としてきた事柄がまったく異なる様相を呈するかについての具体的な例示については、次の文献を参照。マッキノン 2002、MacKinnon 2004。また、具体的にどのような授業方法や教材を活用することでどのような教育効果があがるかについては、次の文献を参照。Bernstein 1996, Nyquist, Ruiz, Smith 1999。

表2 法科大学院のジェンダー法関連科目（2004年）

大学名	科目名	科目分類1	科目分類2	担当者名	配当学年	単位数
明治大学	ジェンダーと法Ⅰ	先端科目	選択	角田由紀子	2	2
明治大学	ジェンダーと法Ⅱ	先端科目	選択		2	2
明治大学	ジェンダーと法Ⅲ	先端科目	選択		2	2
明治大学	ジェンダーと法Ⅳ	先端科目	選択		2	2
明治大学	家族法	法律基本科目	必修	若林昌子	1	2
東北大学	ジェンダーと法演習	展開・先端科目	選択必修	辻村みよ子	2.3	2
早稲田大学	雇用差別と法	先端・展開系	選択	浅倉むつ子	3	2
早稲田大学	ジェンダーと法Ⅰ	先端・展開系	選択	浅倉むつ子	3	2
早稲田大学	ジェンダーと法Ⅱ	先端・展開系	選択	林陽子	3	2
早稲田大学	女性に対する暴力と法演習	先端・展開系	選択	林陽子	3	2
早稲田大学	家族法特殊講義	共通選択科目	選択	岩志和一郎、棚村政行、梶村太市	3	2

表3 法科大学院の履修単位数（2004年）

大学名	1年生 科目総数	1年生科目 単位数総数	1年生必修 科目単位数総数	2・3年生 科目数	2・3年生 科目単位数
明治大学	12	33	28	72	180
早稲田大学	12	34	30	172	344
東北大学	6	30	30	20	64

資料：米国ロースクールのジェンダー法学関連科目事例（U of Texas-Austin, U of Michigan）

① University of Texas-Austin

1年次の必修8科目、2・3年次の必修3科目2年次以上配当科目でジェンダーに関わる内容を表示しているもの憲法Ⅱ（選択必修）4コース提供中、1コース「修正第1条表現の自由にかかわる最高裁判例」他の3コースは、ジェンダー関連の内容が含まれている可能性は高いが、講義概容からは特定できない。

2年次からの選択科目は、総数が199科目、各学期に開講されるものを重複とみなすと実質122科目。そのうち、ジェンダー関連科目は講義5、ゼミ2、クリニック1。概容は、以下のようである。

(1) 講義

1. DVと法 DVの法的・社会的文脈（人種、文化的アイデンティティ、経済的地位、性的指向、障害）によって、虐待経験が変わりうるか。監護権、離婚、面接交渉、子どもの保護に関して、法はDVをどのように認定するか。不法行為責任、VAWA、刑事責任の文脈で見ていく。

2. 雇用差別 公民権法第7編を中心に、憲法、その他の制定法が人種、ジェンダー、宗教、出生地、年齢、障害、性的指向に基づく差別を、アファーマティヴ・アクション、社会的差別への対応まで含めて学ぶ。
3. フェミニズム理論と法的適用 (Cohen) 過去20年間 (第三波) のフェミニズム法理論の業績を中心に扱う。19世紀からの目標であったジェンダー平等から現在のフェミニズム内部での目標やプロジェクト (政治代表、職場の平等=セクシュアルハラスメント、DV、複合差別、ジェンダーとスポーツ、国際法と政治の問題としての女性性器切除など) に関する議論までをカバーする。
4. ジェンダーと法 (Wiseman) ジェンダー化された社会の維持に法が果たしている役割を再考する。具体的には、平等保護、雇用、教育、婚姻、中絶、セクシュアルハラスメント、レイプ、ポルノなどを扱う。
5. セクシュアリティと法 (Green) 人間のセクシュアリティにかかわる法の解釈と規制を性的指向の多様性への法的対応を中心に扱う。人間のセクシュアリティの性質・重要性と性自認の影響力、性行動の自由、親密な関係のプライバシー、雇用の平等、婚姻の平等。

(2) ゼミ

1. 法におけるフェミニズム理論 (Wiseman) ジェンダー化された社会の維持に法が果たす役割をフェミニズム法理論の諸視点 (形式的平等、実質的平等、ドミナンス理論、女性の「もうひとつの声」、自律と非本質主義) から考察する。対象領域は、雇用、家族、福祉、教育、憲法・刑法の法と文化である。
2. 比較家族法 (Markovits) 現代家族法のトレンド (離婚の破綻主義化、コハビテーション、婚外子の増加、同性関係の法的承認、単身家族など) を各国で比較することにより、法文化の違いとアメリカ法が学ぶべき点をさぐる。

(3) クリニック

1. DV クリニック DV 被害者の弁護活動にかかわる実務を学ぶ。監護権、離婚、面接交渉、入居、保護命令、など。

② University of Michigan

非常に充実した科目数と内容となっている。

1年次に必修8科目で、選択科目は59科目から選択して1科目のみ。この59科目のリストには以下の5科目のジェンダー科目が含まれる。

- ・ Feminist Theory & Jurisprudence (=Law in Action)
- ・ Employment Discrimination (内容に、sexual harassment, pregnancy discrimination あり)
- ・ Family Law (domestic violence, the marital rape exemption)
- ・ Domestic Violence Litigation

- ・ Law& Film: Women as Victim& Villain (social construction of gender, gender stereotype and roles, women's victimization by aggressors)
 - 2・3年次は完全選択制で、上記59科目を除いた科目数は170科目。このうちジェンダー科目とみなせるものは以下の9科目である。
- ・ Critical Race Theory (intersection of race, gender and class)
- ・ Fourteenth Amendment (equal protection in such areas as race, gender...)
- ・ Sex Equality (toward civil equality of women, MacKinnon)
- ・ Sexual Orientation and the Law (criminalization of consensual, same-sexual activity and etc, gender roles and gender identities)
- ・ Sexuality and the Law (legal and cultural construction of sexuality)
- ・ Women's Human Rights (Chinkin, Mackinnon)
- ・ Women's Legal History
- ・ Domestic Violence Clinic
- ・ Domestic Violence Clinic Seminar

引用文献

- American Bar Association & Law School Admission Council (2005) *Official Guide to ABA- Approved Law Schools 2005 Edition*
- 浅倉むつ子・林陽子 (2004) 「法科大学院におけるジェンダー法教育」『ジュリスト』1266号 102-106頁
- Bernstein, Anita (1996), "A Feminist Revisit to the First-Year Curriculum," 46 *Journal of Legal Education* 217-232
- Bisom-Rapp, Susan (1994), "Contextualizing the Debate: How Feminist and Critical Race Scholarship Can Inform the Teaching of Employment Discrimination Law," 44 *Journal of Legal Education* 366-393
- Durako, Jo Anne, "Second-Class Citizens in the Pink Ghetto: Gender Bias in Legal Writing," 50 *Journal of Legal Education* 562-586
- 神長百合子 (2004) 「法科大学院設置大学における現状」『ジェンダーと法』1号 29-44頁
- 国際女性の地位協会編 (2005) 『やさしく学ぼう女性の権利』第3版 尚学社
- Krauskopf, Joan M. (1994) "Touching the Elephant: Perceptions of Gender Issues in Nine Law Schools," 44 *Journal of Legal Education* 311-340
- 南野佳代 (2006) 「法学教育におけるジェンダー関連科目の現状——学部カリキュラム、シラバス調査から」『ジェンダー法学研究資料集』109-129頁
- 二宮周平 (2004) 「ジェンダー法学教育の効果」『ジェンダーと法』1号 45-59頁
- Nyquist, C., Ruiz, P., and Smith, F., (1999) "Using Students as Discussion Leaders on Sexual Orientation and Gender Identity Issues in First-Year Courses," 49 *Journal of Legal Education* 535-544
- オルセン、フランシス、エリザベス、(1997) 「アメリカ法の変容 (1955-1995年) におけるフェミニズム法学の役割——日本のポストモダニズム的理解に向けて」『ジュリスト』(寺尾美子訳) 1118号 78-84頁、1119号 113-120頁
- マッキノン、キャサリン (2002) 「フェミニズムが法学教育を変える——根本原理への問い直し」『世界』(上野直子訳) 706号 258-271頁
- MacKinnon, Katharine A., (2003) "Mainstreaming Feminism in Legal Education," 53 *Journal of Legal Education* 199-212
- 岡野八代、澤敬子、内藤葉子、藤本亮、眞鍋佳奈、南野佳代、望月清世 (2005a) 「ジェンダーの視点を法学

- 教育に生かすための諸課題——米国フェミニズム法学教育者インタビュー調査から」『現代社会研究』8号
49-66頁
- 岡野八代、澤敬子、内藤葉子、藤本亮、眞鍋佳奈、南野佳代、望月清世 (2005b) 「資料 フェミニズム法学
教育者インタビュー (その1)」『現代社会研究』8号 151-164頁
- 坂本辰明 (2005) 「ジェンダー・センシティブな教育とは何か」生田久美子編『ジェンダーと教育——理念・
歴史の検討から政策の実現に向けて』東北大学出版会
- 東京第二弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会司法におけるジェンダー問題諮問会議編 (2003) 『司
法におけるジェンダー・バイアス』明石書店
- 辻村みよ子 (2004) 「ジェンダー法学教育の構想」『ジェンダーと法』1号 60-72頁
- 辻村みよ子 (2005) 『ジェンダーと法』不磨書房
- ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク編 (2005) 『公序良俗に負けなかった女たち』明石書店
- White, Richard A., (1994) "The Gender and Minority Composition of New Law Teachers and AALS Faculty
Appointments Register Candidates," 44 *Journal of Legal Education* 424-433